



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名：株式会社ルネサンス
代表者名：代表取締役社長執行役員 吉田 正昭
（コード番号：2378 東証第一部）
問合せ先：執行役員経営戦略部長 安澤 嘉丞
（電話番号 03-5600-5457）

「内部統制システム構築の基本方針」改定のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記の通り「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （1）企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。
- （2）内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。
- （3）業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。
- （4）代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。
- (2) 取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、内部統制委員会の下に設置した施設運営・安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。
- (2) 各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。
- (3) 重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。
- (4) リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の十分な措置を講じる。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。
- (2) 社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。

- (1) 当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。

- (3) グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。
- (4) グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。
- (5) 監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。
- (6) 相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。
- (2) 補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。
- (3) 補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

7. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。
- (2) 補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に出席する機会を得る。

8. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。
- (2) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役の職務遂行に必要でない認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。
- (2) 監査役は、内部統制監査室に必要に応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。
- (3) 監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

13. 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

以上